

本ニュースレターは、指定研修機関連絡会の会員機関へ向けて発行しております。特定行為研修の質の向上を目指して、その時々の特ピック、指定研修機関連絡会の活動、会員機関の活動のご紹介、会員機関間の連携のご紹介などを取り上げております。ぜひ、ご活用ください。

最新情報

令和4年度診療報酬改定にて特定行為研修修了者の実践が評価されました。

令和4年度診療報酬にて、特定行為研修修了者を評価する項目が新設・改定されました。一部抜粋してご紹介します。その他の加算項目は、ポータルサイトに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

訪問看護における特定行為の手順書の交付に係る評価の新設

訪問看護ステーション等の看護師に対して、医師が特定行為の実施に係る手順書を交付し、実施した場合の評価が、訪問看護指示料と精神科訪問看護指示料に新設されました。

特定行為研修修了者の単独訪問に対する評価の新設

褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師として、特定行為研修修了者（創傷管理関連）が追加されました。

特定集中治療室等における重症患者対応体制の強化に係る評価の新設

施設基準の看護師の要件に、特定行為研修修了者や特定行為研修受講中の看護師も含まれました。

タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進として、要件として履修が求められている研修の種類に特定行為に係る研修を追加

精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び呼吸ケアチーム加算の要件に特定行為研修が追加されました。

詳細はこちらのQRコードから



ニュースレターの発刊によせて

ごあいさつ

看護師特定行為研修は軌道に乗っていますが、現場には様々な課題があると思います。また修了者の活動も、広く知られているわけではありません。こうした状況に対して、指定研修機関連絡会ではニュースレターを発行し交流を促すこととしました。会員の皆様にはぜひ情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。



看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会 会長
自治医科大学看護師特定行為研修センター
永井良三

指定研修機関数と修了者の増加に伴い、これからは量の拡大だけでなく指定研修機関と修了者の質の向上を図る必要があります。「指定研修機関の、指定研修機関による、指定研修機関のための、」情報交換の場として、このニュースレターを活用いただきたく思います。



副会長 社会医療法人財団董仙会理事長
神野正博

コロナ禍にあって、看護師の特定行為に係る研修生を養成して下さっております指定研修機関の皆様、心より感謝いたします。

このレターが指定研修機関相互の情報共有、連携促進のきっかけになることを祈念しております。



公益社団法人日本看護協会 常任理事
木澤晃代

スキルの定着と能力向上に不可欠なフォローアップ研修

一般社団法人日本慢性期医療協会 看護師特定行為研修センター

研修修了者へのフォローアップはとても重要です。当協会の「フォローアップ研修会」では、基本的な身体診察法の再確認と現場でよく遭遇する症例の検討を行い、研修修了者のスキルの定着と判断能力の向上を継続的にサポートしています。



参加者の声

- * 身体診察法の再確認と同時に症例を検討することにより、深く患者を考察する力を養うことができた。
- * 研修で学んだことを思い出すことができました。SIRSとq-SOFAについては、早速明日から活用していきます。
- * グループワークによる症例検討では自分とは違った視点にも気づかされ、勉強になった。
- * “特定看護師”として臨床推論を深めるため、今後も定期的に参加したい。
- * 研修を修了した仲間といろいろな悩みが共有できました。情報交換にもなりました。

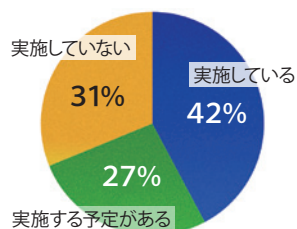
《研修(2日間)の概要》

- ① 基本的な身体診察法の再確認:フィジカルアセスメント
- ② 症例検討(グループワーク)
 - 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連
 - 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
 - 感染に係る薬剤投与関連
 - 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
 - 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

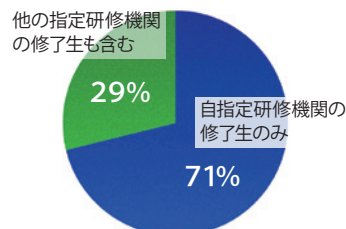
特定行為研修フォローアップ研修実施状況(アンケート調査)

当連絡会では、特定行為研修フォローアップ研修についての実施状況アンケート調査を行ないました。調査期間は2022年1月13日～24日の11日間、研修機関289機関にアンケート依頼のメールを送信し、Googleフォーム上で回答頂きました(有効回答154機関)。「フォローアップ研修を実施している」「実施する予定がある」と回答頂いた機関は、154機関中69%にあたる106機関と、7割近くが行なっており、フォローアップ研修が重要だという認識が高いことが伺えます。特に注目なのが、問3のその他で回答頂いた「フォローアップ研修の具体的な内容」です。各機関ごとに様々な研修が行われており、それぞれの現場に沿った研修プログラムを実践されているようです。

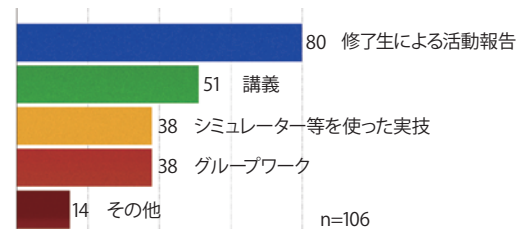
① 特定行為研修修了者を対象にフォローアップ研修を実施していますか?



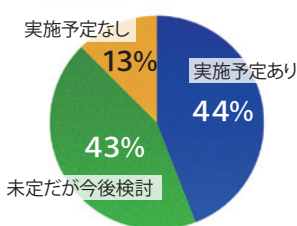
② フォローアップ研修の対象について。(実施している、または実施の予定があると回答した機関のみ)



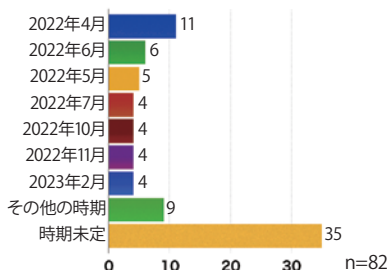
③ フォローアップ研修の内容について。(実施している、または実施の予定があると回答した機関のみ/複数回答可)



④ 2022年度にフォローアップ研修の実施予定はありますか?



⑤ 実施時期はいつ頃でしょうか?(問4で実施の予定があると回答した機関のみ)



問3のその他についての具体的な内容(一部)

- ・患者に対する気管カニューレ交換実践時の指導医による立会指導
- ・内科外来における初療の聞き取り
- ・2年間の診療科へのローテート研修
- ・医師及び研修医と合同で症例検討会及び勉強会、修了者は各自症例を当番制で持参(月2回)
- ・外来や入院患者に対して医師の指導を受け活動する。NSTや褥瘡ラウンドの場も活用
- ・年度毎の共通科目演習日(月1回)に参加・聴講し、その後情報交換をする
- ・特定行為研修を受講中に受けた筆記試験と同等の知識テスト

独自のeラーニング教材やシミュレーターが好評

自治医科大学 看護師特定行為研修センター

当センターは2015年に開設し、現在、共通科目および20区分・5領域パッケージ（心嚢ドレーン管理関連と救急領域パッケージを除く）の科目を開講し、約340名の修了生を全国に輩出しています。研修生が就労継続しながら、効果的な研修になるよう工夫しており、研修生同士または研修生と指導者との双方向性のある自作のeラーニング教材を活用しつつ、対面、集合研修を最小期間で組み入れ、研修継続支援の場も設けています。区分別

科目では、臨地での実習経験だけでなく、経験を看護実践に転換していくための指導も行い、修了後の安全な活動イメージが芽生えるよう指導しています。さらに、創傷管理やろう孔管理、各種ドレーン管理等では、独自に開発したシミュレータを活用し研修環境を整備しました。他の研修機関から、これらの研修方法の共有や演習・実習等の見学希望、申請上の相談などに常時応じており、例年5件程度の実習見学を受け入れています。

特定行為研修シンポジウム

連絡会員 **242施設**と 一般参加の医療従事者 **553名**による活発な意見交換

当シンポジウムは特定行為研修制度の普及・理解促進を目的とし、2021年度は「地域医療を支える特定行為研修修了者の活動と期待—一修了者によるケアの質の向上に着目して—」をテーマに、ライブ配信とオンデマンド配信で行いました。指定研修機関の看護管理者である上尾中央総合病院 香川さゆり氏、研修修了者の実践を支援する看護管理者である日本海総合病院 中村美

穂氏、訪問看護ステーションの経営者であるなごみ訪問看護ステーション 川崎広志氏という3名の異なる立場の方による講演と意見交換を行いました。

指定研修機関連絡会員242施設と一般参加の医療従事者553名が参加し、講演後、参加者から、地域や院内における活動の基盤づくり、手順書の管理を含む特定行為研修修了者のサポート体制について質問があり、活発な意見交換がされました。



看護師の特定行為研修制度ポータルサイト

アクセス解析で分かったポータルサイトの活用状況

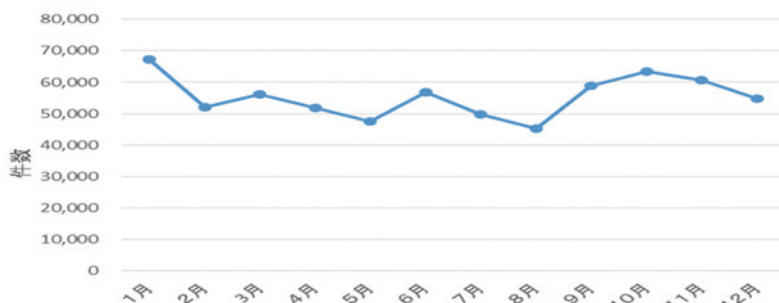


図1.2021年度アクセス状況

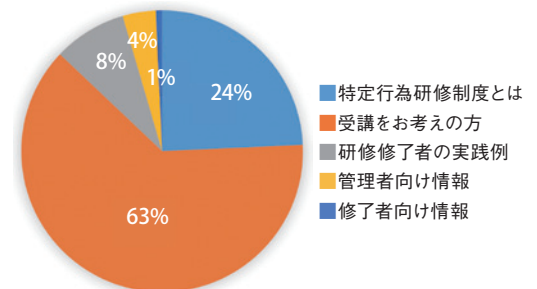


図2.2021年カテゴリー別アクセス状況

特定行為研修の一層の推進を目的に、看護師の特定行為研修制度ポータルサイトを運営しています。

2021年は、ポータルサイト全体で約5.5万件/月のアクセスがあり、昨年の5万件/月のアクセス数より増加しています。

カテゴリー別アクセス状況は、特定研修制度の説明や、指定研修機関検索ページに多くアクセスされています。これらから、研修受講を検討されている方が、情報収集のためにポータルサイトを活用いただいていることがわかりました。

指定研修機関向け情報

厚生労働省医政局看護課

特定行為研修制度は7年目を迎えました。令和2年度の診療報酬改定では特定行為研修が評価され、修了生の活躍が期待されています。厚生労働省では、制度を推進するための研究や調査、財政支援を行っており、現在、各医療機関のニーズに合わせた修了生の活用ができるようガイドラインも作成しています。特定行為に関するこれらの情報を集積したニュースレターをぜひ、ご活用ください。

お知らせ

2021年3月「特定行為に係る業務の内容」が広告可能な項目に追加されました。

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部が改正され、「特定行為を手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容」広告可能な事項に追加されました。

医療安全情報

詳細は右のQRコードからお進みください。

詳細はこちらのQRコードから



指定研修機関連絡会 入会案内

詳細はこちらのQRコードから



指定研修機関連絡会は「看護師の特定行為研修に係る指定研修機関が相互の情報共有を図るとともに、特定行為研修の普及・啓発を図ることにより、人々の健康や質の高い保健・医療・福祉の実現に貢献すること」を目的にしております。なお、**2021年10月現在、全289施設中245の指定研修機関**の皆様にご任意でご入会いただいております。

会員は、ポータルサイトの研修機関向けページやメールにて、定期的な最新情報の共有、ニュースレターにて会員機関向け情報の共有、セミナーやシンポジウム等の開催情報の共有が可能となります。ぜひ、ご検討ください。

指定研修機関連絡会活動内容

特定行為研修の質向上及び拡充に関する活動

- ・連絡会会員へのメールによる情報提供や共有
- ・ニュースレターの発行

特定行為研修の普及・推進に関する活動

- ・シンポジウムの企画・開催

特定行為研修に係る調査の実施に関する活動

- ・指定研修機関にご協力頂き、修了者名簿の作成並びに就業状況調査を実施

研修修了者の支援に関する活動

- ・指定研修機関連絡会理事会(3回/年程度)並びに総会(1回/年)の開催



←看護師の特定行為研修制度 ポータルサイト

<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/>

発行年月: 2022年3月

編集: 看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会

発行団体: 指定研修機関連絡会事務局: 公益社団法人日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

TEL 03-5778-8831(代)

URL <https://www.nurse.or.jp>

令和3年度 厚生労働省看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

お問い合わせ先

日本看護協会看護研修学校 認定看護師教育課程

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-2-3

e-mail tokutei@nurse.or.jp



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会